

第5回稚内市廃棄物減量等推進審議会 開催結果（議事録）

1 日時

平成20年1月17日（木）15:00～17:00

2 場所

稚内市役所4階 第一委員会室

3 会議の概要

（1）開 会

（2）会長あいさつ

◎中陳会長から挨拶

（3）家庭系ごみ有料化について ー答申案に関する審議についてー

◎日向寺衛生課長より、平成19年度から平成20年度におけるごみ減量・資源化施策と、中間答申書（会長私案）『家庭系一般ごみの有料化について』の説明があった。

以下に、質疑応答に関する発言内容を記載しますが、審議員が特定できないように委員名を伏せています。また、場合によっては発言の一部を削除しています事を予めご承知願います。

【意見・質疑応答】

(A委員)

○ 事業系ごみの料金についてはどのように考えていますか？

⇒ (事務局)

- 事業系ごみの処理料金の見直しについては、今後議論しなければならない課題です。排出者責任を考えると、市民と事業者の負担割合の設定が必要であり、事業系ごみの処理の見直しも必要と考えています。ただ、料金の見直し方法としては、段階的に料金を高くする方法もあり、その間に分別の徹底をお願いして、ごみの排出量を抑える方法もあると思います。いずれにしても、事業系ごみの料金設定は、家庭系との整合性、排出者責任等も含めて慎重に議論をすべきだと考えます。

⇒ (B委員)

○ 確かに、家庭系と事業系ごみとのギャップがあるままの現状は、心配材料だと思います。もし、原案通りに実施するとなれば、早急に事業系ごみに対しても手を付けていかないといけないと考えます。

⇒ (中陳会長)

○ 今回の答申案の中では、金額的な事項も盛り込まなければいけないと考えています。そこで、まず家庭ごみの有料化について示し、改めてこの審議会で事業系ごみについて議論した方が良く考えていますが、いかがでしょうか？

⇒ (事務局)

- まず、1 kg当たりの単価における市民負担をどこまで求めるかが問題です。有料化を実施している自治体を調べると、その負担割合に対する考え方は様々です。どの割合が一番妥当なのかを議論する必要があると思います。負担割合が低すぎると、減量化という本来の効果が生まれませんし、逆に高すぎると、不法投棄等の問題が懸念されます。各都市でのこのような審議会の場合では、表現だけを表して具体的な金額は行政に任せる方法や具体的な数値で示す方法もあります。金額の設定については、委員の皆様に意見を伺って進めた方が良くと思います。

⇒ (C委員)

○ 負担割合だけで議論する方法もありますが、今回の資料では、経費削減の今後の予測が見えません。また、資源の売却益も盛り込まれていませんので、これらの事項についてもしっかり明示した方がよりわかりやすくなると思います。

⇒ (事務局)

- 私たちの仕事であるごみ処理については、これまでも『コストとの戦い』であると認識し、多くの分野での効率化に努めてきました。一方で、有料化の検討の段階においては、資源ごみについては、ごみ分別に対する意識とリサイクル化の向上も含めて、現時点では無料と考えています。そのため、コストの中には含んでいませんが、現状では総額約7千3百万円の経費に対して、売却収入は約1千万円です。将来的に資源ごみも有

料化を考えるべき時期はあると思います。しかし、資源物収集の経費節減とリサイクル率をさらに高める方法の一つとして、地域とのパートナーシップを取った形での「集団回収の奨励」によるしてコストダウンを図る方法も考えています。さらに、産業廃棄物の処理経費についても、排出量が減っている現状から、毎日行っている処分場の運営も、週2~3日程度にしてコストを削減する方法もあると考えています。

⇒ (A委員)

○ 集団回収は学校で春や秋に実施している形のものですね。

⇒ (事務局)

● そのとおりです。これまで学校が自主的に120トン回収していますが、平成20年度から制度として集団回収を奨励し、今の予測では350トン、将来的には700トンの回収を目指しています。

⇒ (中陳会長)

○ さて、事業系ごみ処理料金の見直しについて、今後の見解について議論したいと思いますが、どうでしょうか？

⇒ (事務局)

● 今回の審議会では、非常に期間が短い中ではありますが、まず最初に家庭系ごみについての議論をして頂き、来年度早々に事業系・産廃系分野の議論をお願いしたいと考えています。

(D委員)

○ 家庭系ごみの有料化について、一定の方向性ができていると考えますが、事業系ごみについても負担割合の中で、しっかり議論し、整合性をとったほうが良いと考えます。また、事業者の中でも様々な面でごみを出さない仕組みや取り組みが始まっており、少しずつ変わってきています。

⇒ (事務局)

● 平成13年に紙類の分別拡大の際に、特に事業系ごみがかなり減りました。これは、事業者が段ボール等の分別も含め、ごみに対する意識が高くなったからと感じています。

⇒ (D委員)

○ 今のところは、まず家庭系ごみの有料化を実施して、その後、しっかりとした議論の中で事業系ごみの見直しを行うという流れでないでしょうか？

⇒ (事務局)

● 実施時期については、市民周知、家庭系と事業・産廃系との整合性も含めて非常に重要だと考えています。

⇒ (A委員)

○ 前回は、「まず10月に家庭系ごみの有料化を実施すべきではないか」という意見が出ていました。

⇒ (D委員)

○ その考え方は賛成です。前回出た『スタートしてから不足分を補っていく』という考え方に沿って進めていけばよいと思います。

(E委員)

○ 有料化の財源は、どこに回るのかが気になります。その財源がごみ処理費用に行かないと納得できず、その流れが目に見える形でないと、市民も納得できないと思います。

⇒ (事務局)

● 現在、ごみ処理に年間約 4 億円の費用がかかっています。家庭系の有料化で約 8 千万円入ると試算しています。有料化で得た財源の全てが特定財源として入るわけではありませんが、最初に一般財源に組みこまれ、その後、ごみ処理全体に費用に賄われます。さらに、来年度からの『環境美化推進員制度』や『ステーション設置助成事業』などの新規施策に活用したいと考えています。

⇒ (D委員)

○ 私は逆に財源をごみのために全て使う考えには反対です。市民一人一人が負担するという気持ちをもつことが大切だと思います。

⇒ (E委員)

○ 私は、ごみに対する費用は税金で賄うものと考えています。もし、有料化の財源がごみ処理費用だけでなく、色々なことに使っても良いとしたら、税の二重取りとなるのではないかと考えます。

⇒ (C委員)

○ ごみ減量に関する長期的な政策ビジョンをまず出すべきです。有料化しても、またすぐ値上げするようになるのが心配です。例えば、有料化を別にして、ごみ減量で新しい処分場を延命化させるのに成功した場合は、その分を別なごみ処理対策に活用できるのではないのでしょうか。

⇒ (B委員)

○ 私は、市民に対して、環境の問題に目を向けてもらうためにも、ごみ減量に取り組んでもらう「きっかけ」ということで、有料化は大事だと思います。

⇒ (F委員)

○ 「財源が何に使われるか。ごみ有料化での財源はごみ対策に使われるべきだ。」という指摘はよくわかります。しかし、特定財源に入れた場合を考えると、時間が経過すると最初の意図と違った形で使われる状況が生じて、特定財源という枠組みが一人歩きしてしまうことが危惧されますので、特定化するのには反対です。また、答申案の中で行政が配慮して対応すべき事項を挙げていますが、これを実施するのに当然お金がかかります。一般会計の中に入れる枠組みを維持しながら、実施すべき施策を解決するのに使うのが良いと思います。配慮すべき事項が盛り込んであり、今後の方向性はできていると考えます。

⇒ (事務局)

- 現在のごみ処理経費は、4億円程度要しています。仮に、有料化で8千万円入った場合としても、特定財源とした場合、その8千万円分の事業しか使えなくなってしまうと思います。それでは現状のごみ処理施策も賄えません。現在、今後の市の政策的なビジョンとして、現在のリサイクル率の約11%を28%に、最終処分量を約90%から60%まで低減させるため、廃プラスチック・生ごみの分別収集の開始と有料化で実現させたいと考えており、こちらにも相当数の財源が必要となり、本市の財政規模も含めて身の丈にあった施策の展開は必要と考えています。

(C委員)

- 低減される経費を負担率の算定に反映してほしいと思います。また、リバウンド対策は重要なことですし、有料化制度の評価と見直しについても、是非しっかり検証してほしいと思います。

⇒ (事務局)

- 我々も今回の有料化制度の中で「評価と見直し」は最も重要だと考えています。評価と見直しにより、しっかりと説明責任を果たし、市民に理解をしてもらうことが大切だと考えています。この審議会に対してもそうでしたが、これまで答申を出した段階で審議会が終わってしまっていました。本来の審議委員の任期が2年間ですので、この任期期間中に、行ってきた事業についても改めて評価してもらうことが重要だと考えます。このことを怠っていたと感じていますので、是非とも評価をして頂く機会を設けたいと考えています。また、常日頃からの市民周知、そして市民とともに行動することが必須だと考えています。「付帯意見」に記載している事項を真摯に受け止めて事業を行い、財源も充分活用させたいと考えています。

⇒ (A委員)

- できましたら、審議委員の皆さんにも、有料化だけの議論ではなく、ごみ処理全般に対する評価も含めて、この任期期間中監視や評価もお願いしたいと思います。

(A委員)

- 有料化を実施した自治体に対して、リバウンド対策等のアドバイスは受けましたか？

⇒ (事務局)

- 個別に実施した各市からアドバイスを受けていますが、全道都市担当課長会議では、「リバウンド対策」について議論がありました。その中で、日常的に市民に対して細かい対応をするしかないという話がありました。ただ、有効な対策がないのが不法投棄で、各自治体も苦慮しています。不法投棄をさせない環境づくりが「大切だ」という意見が多くありました。

(A委員)

○ 環境美化推進員制度はどのように実施していきますか？

⇒ (事務局)

● 本年4月から考えているこの制度は、各町内会からの推薦により、市から委嘱し、市民にはっきりと判るような被服の提供、市の施策の展開や地域実情の意見交換の場としての数回の研修会を行いながら、丁寧な対応していきたいと考えています。これには、地域とのパートナーシップが重要な制度だと考えてします。

⇒ (G委員)

○ ごみの問題については、各地域で認識されつつあると考えています。環境美化推進員制度については町内会の担当者を集めて、何回でも話し合いを持つ場が必要だと思いません。

⇒ (D委員)

○ 推進員は町内会ごとというより、ステーションごとに必要ではないでしょうか。

⇒ (G委員)

○ 推進員について、町内でその存在を認識してもらわないと大変であり、しっかり認識してもらった形で実施しないと難しいです。現状では、普通の人が注意しても効果がなく、悩みの種となっています。

⇒ (事務局)

● せっかく、町内会の方が地域の環境を守るために善意で指導をしても「何故あなたに言われなければいけないのか」と言われるのが問題であると多く聞きます。この制度により、全て対応しきれるとは思いませんが、制度をスタートさせた中で課題も浮き彫りになると思いますので、是非スタートさせたいと考えています。地域の環境美化やリバウンド対策などの効果を見極める機会にもなると思います。

⇒ (D委員)

○ これには、市の職員が率先して、手分けしながら指導していく体制をとるべきだと感じました。

⇒ (事務局)

● 我々も市総体的に取り組まなければいけないと考えております。また、ある期間には対策本部を設置することなども検討していますので、市職員が手分けして、指導していかねばならないと考えています。

⇒ (G委員)

○ いずれにしても、ごみ対策は町内会でも関わっていかないといけない問題なので、話し合いながら色々な条件を設定して実施していけばよいと考えます。

⇒ (A委員)

○ 市と連携を取りながら、各町内単位で取り組んでいったほうが良いと思います。

(H委員)

- 今回審議会に参加して、自分で出した物は責任を持って自分で処理しなければならないと感じました。

(I委員)

- 有料化は止むを得ないと考えます。新しい処分場もでき、分別拡大もあるので一番良いタイミングではないかと思います。また、有料化対策は意外と簡単だと思う反面、分別拡大の方が大変なのではないかと考えます。周知徹底やステーションの対策が必要だと思います。

(J委員)

- 「市内の関係機関」とありますが、具体的にどのようなことでしょうか？

(事務局)

- 主に町内会です。また、市役所だけで取り組んでも効果がありません。さらに、経済団体や道とも連携を取りながら実施しなければならないと考えています。

(B委員)

- 減免措置についてですが、乳幼児のオムツに対する措置は考えられないでしょうか？

⇒ (事務局)

- 減免措置について各自治体の状況を調べましたが、基本的には災害や生活保護世帯が主体となっています。ただし、ある市では、減免措置はないが、要綱の中で無料袋を提供して、少子化対策や介護対策として取り組んでいるところもあります。このように、生活弱者に対し、要綱を設けて無料の袋を渡すことも方法論としてあると思います。答申の中で減免措置について盛り込むのも重要だと考えます。

⇒ (F委員)

- 何らかの形でも、減免措置について具体的に示すのは良いことです。要綱の中で設定していけば、減免措置を規定するより難しくはないと考えます。本市でも要綱の中で盛り込もうと考えているのは良いことだと思います。

⇒ (A委員)

- 高齢者対策の具体例は決まっていますでしょうか？

⇒ (事務局)

- 収集委託業者との対話で、「高齢者世帯に対して戸別収集を行えないか」などの話がありました。具体的はまだ決まっていません。実際の介護を必要とする人への対応の殆どは、ヘルパーさんが実際にこなしています。ごみ分別の説明等の対応についても、今後は家族やヘルパーさんに対し、しっかりとした対応が必要だと考えています。

⇒ (F委員)

○ ヘルパーの話はよくわかります。また、高齢者への対策はすごく難しいことだと認識しています。了解を得ない世帯の家に入る権利もありません。例えば元気な一人暮らしの高齢者世帯の方にご理解いただくことも検討すべきだと思うのですが、具体的にどうすれば良いのかが難しいです。

⇒ (事務局)

● 今後は、老人クラブなど高齢者の会議にも積極的に参加し、その中で意見を聞きながら対応していきたいと考えていますが、具体的に把握しきれていないのが現状です。

⇒ (E委員)

○ 問題は、自立していても会合等に参加しない方への対策が難しいことです。理解しないままの分別が面倒だと思う方は多いと思います。ひとまず分別できる方に対して普及し、ルールを守ろうと考える人を増やしていった方が良いと思います。

⇒ (事務局)

● まず、できる方から普及させる方法が良いと思います。押し付けになってしまうものいけないと考えます。

⇒ (F委員)

○ 様々な会合に参加して説明したり、意見を聞いたり、それを積み上げていくのは適切な方法であり、その積み上げ方をどうするかが重要だと思います。

⇒ (中陳会長)

○ 時間にもなってきましたので、そろそろ終了したいと考えています。今回の意見を参考に、次回は「家庭系ごみ有料化の答申書」をまとめたいと思います。実施時期については、事業・産廃系との整合性の問題もありますが、何とか中間答申として出したいと思いますが、委員の皆さんのご意見はいかがですか。

⇒ (各委員)

○ 異議なし

(4) 次回の日程について

1月24日(木)午後3時に市役所4階第一委員会室で開催することを確認。